

奈良県地域医療対策協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二十三第一項に規定する協議の場として設置する奈良県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

一 医療法第三十条の二十三第一項各号に掲げる者の管理者その他の関係者

二 県の職員のうち知事が指定する職にあるもの

(任期)

第三条 委員の任期は二年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、福祉医療部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策

室において処理する。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。